

## 支障除去等に対する支援に関する検討会（第5回）議事要旨

- 1 日 時 平成27年9月30日（水）10:00～11:00
- 2 場 所 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団会議室
- 3 出席者 （出席委員）  
新美委員（座長）、栗津委員（代理：高橋氏）、池田委員、岩津委員、  
大塚委員、鈴木委員、春山委員、半田委員（代理：田中氏）、御手洗委員、  
森谷委員、山田委員、若山委員、渡辺委員（代理：有富氏）  
（環境省出席者）  
山本企画課長、角倉産業廃棄物課長、友永産業廃棄物課課長補佐 ほか

### 4 議 題

- (1)平成28年度以降の支援のあり方について
- (2)その他

### 5 配布資料

- 資料1 : 支障除去等に対する支援に関する検討会（第4回）議事要旨  
資料2 : 支障除去等に対する支援に関する検討会報告書  
資料3 : 環境大臣からマニフェスト頒布団体等への協力依頼の内容

### 6 議 事 検討会は公開で行われた。

### 7 議事要旨

#### (1)平成28年度以降の支援のあり方について

環境省から、資料2に基づき、報告書の主な修正箇所を説明するとともに、資料3に基づき、平成28年度以降の支援のあり方について説明した。また、資料3の内容でマニフェスト頒布団体等に協力を依頼しているところであり、そのうち、建設六団体副産物対策協議会、全国産業廃棄物連合会、日本産業廃棄物処理振興センターからは協力いただける旨の返事をいただいたところであり、他のマニフェスト頒布団体等にも現在相談を行っていることを報告した。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

マニフェスト頒布団体等の主要3団体が協力を確約いただいたということだが、全体のマニフェスト頒布等件数に対してどれぐらいの割合になるのか。

（環境省説明）マニフェスト頒布等件数について正確な公的統計はないので確たる数字としては難しいが、8割ぐらいはカバーされていると考えている。  
正確な数字は今後精査していく。

環境省による不法投棄等実態調査の結果が毎年12月末に公表されているが、翌年度の不法投棄等対策を検討していくためには、あと2～3カ月早く公表していただきたい。

（環境省説明）できるだけ早くという重要性は感じているので、引き続き一日でも早く公表できるように最大限の努力をしたい。

資料3の中で産業界として非常に重要と思われるのが、5.の「国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進」と記載されている部分である。この強力という意味として、環境省では何か具体的な取組を考えているのか。

（環境省説明）現時点においても、各地方公共団体、各業界団体が不法投棄撲滅に向けた取組にご尽力いただいていると認識している。今後の取組については、電子マニフェストを普及させていくことが効果的と考えており、来年度概算要求の中で電子マニフェストをさらに普及するための予算を、既存予算の大幅拡充として要望している。また、来年度は廃棄物処理法の見直しの年であることから、点検・評価、見直しの中で追加的にどのような措置を講ずることが必要かということは引き続き検討していきたい。まずは、電子マニフェストの普及促進を大々的に図ることを目指していくとともに、関係団体、地方公共団体に改めて協力をお願いしたいと考えている。

排出事業者の中には、排出事業者責任に対して認識が薄い者もいると思う。また、産業廃棄物を事業系一般廃棄物として処理をしている場合も考えられる。廃棄物処理法の見直しにおいては、このような点についても実態を点検していただきたい。

（環境省説明）排出事業者責任の徹底ということも重要なポイントと考えているので、意見も踏まえて今後検討を進めていきたい。

廃棄物処理法の見直しの時期が迫っているということだが、マニフェスト頒布団体等の役割がこれからますます重要になっていくかと思っている。主要3団体以外の中に、それなりに頒布している団体や、海賊版もどきのものを作っているところも側聞している。マニフェストの様式の内容等もチェックする仕組み、例えばマニフェスト頒布団体等の届出制や登録制のようなものも考えていただければと思っている。

（環境省説明）どのような対応が可能かということは改めて検討していきたい。

資料2の9ページ(2)の1つ目の部分で、支障除去はまずは行為者の責任で行わせるのが原則で、行為者が行わない場合には代執行になっていて、そして行為者のみで支障除去が困難な場合は排出事業者等が支障除去を行うという流れになってしまっている。しかし、本来は、1ページの2段落目にあるように、行為者と排出事業者等に責任追及して、それでも支障除去が行われない場合は行政代執行という流れである。この部分の言い回しが誤解を生む可能性があるので、1ページの言い回しに合わせた方が良いと思う。

また、支障除去等に係る制度のフローチャートを法律的な流れとして検討・議論しているため、このフローチャートを報告書に入れたほうが法律的な考え方の整理ができると思う。

(環境省説明)確認の上、条文等に則した形とする。また、フローチャート等の参考資料については、できるだけわかりやすくなるようにという観点で工夫したいと思う。

産業界の廃棄物・リサイクル対策において15年以上にわたって大きな懸案事項だったこの問題が、今回、改善に向けて新たな段階に踏み出せたことを大変うれしく思う。本制度にかかわる全ての関係者の方々のご努力・ご尽力に敬意を表したい。新たな仕組みにおいても引き続き産業界が協力しているということについて、地方自治体はじめ国民、住民の方々に理解していただく活動をぜひお願いしたい。

また、資料2と資料3はセットだと思うので、資料3がひとり歩きをしないように、一緒に綴じ込んで別添とするなど、工夫をしていただきたい。

(環境省説明)今回の見直し後も引き続き産業界のご理解とご協力があってこの制度が運営されていくのだということについては、引き続きいろいろな機会を捉えてしっかりと関係方面へ説明していきたい。また、資料2と資料3については、この2つはセットだとわかるような形で公表していきたい。

資料3については、資料2の3.(2)の基本的な考え方に沿ったものであり、特に、今後5年後のことについて書いたことで、先の見通しまで示していることが大変よいと思う。

これまでの5回の議論が集約された形で資料3に適切にまとめられていると思う。長年の課題だったものを一旦解決し、5年を目途に再検討していくことが決まったことは、非常によいと思う。文言も非常に練られて全く異存がない。

座長より、「この報告書とそれに基づいた資料3の協力依頼の内容については、ここでご承認・ご確認いただきたい。」との発言があり、委員より了承された。

## (2)その他について

環境省山本企画課長より、以下の発言があった。

- ・本年4月から5回にわたるご議論を賜り、報告書において整理していただいた考え方に基づいて、関係団体と調整させていただいた結果、マニフェスト頒布団体等の主要3団体にご理解いただき、新しい制度にご協力いただけることになったということで、委員の皆様、関係団体の皆様に心から御礼申し上げたい。
- ・排出事業者責任を徹底すること及び未然防止を図ることで、不法投棄・不適正処理を撲滅していくことが何よりも重要である。電子マニフェストの普及や今後の廃棄物処理法の見直しに当たっても、その点を十分踏まえてしっかりと対応していきたい。
- ・しかし、それでもなお不法投棄等がなされた場合、まずは原因者に原状回復、費用負担を求め、それを貫徹できない場合のセーフティーネットとして基金があるということとは非常に重要なことである。
- ・また、新しい制度のもとで基金を運用していくに当たっては、基金の意義や趣旨、こういった関係者の協力で成り立っているのかということもしっかりと広報しながら、適切な運営に努めていきたい。

以上